

沖縄県立芸術大学全学教育センター設置規程

(平成23年9月29日評議会決定)

改正 平成25年5月30日

平成26年2月21日

平成27年6月25日 学長決裁

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学に全学教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(任務)

第2条 センターは、本学の専門教育の教育活動と連携し、全学の教育を関連させつつ、本学の教養教育、および資格課程教育を実施するとともに、その研究・開発に取り組む。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置き、学生部長をもって充てる。

(副センター長)

第4条 センターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長がセンター所属教員の中から指名する。

3 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) センター長1名

(2) 教養教育を主務とする教員

(3) 教職課程を主務とする教員2名及び博物館学課程を担当する教員1名

(4) 美術工芸学部及び音楽学部において専門科目を担当する教員各3名

(5) 附属研究所教員1名

(任期)

第6条 教養教育、教職課程及び博物館学課程を主務とする教員の任期は定めない。

2 その他の教員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 前項に規定する委員が欠けた場合におけるその補欠の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 センターに全学教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターにおける教育の実施に関し、必要な事項を審議する。

3 委員会は、第5条に掲げるセンター所属教員によって構成する。

4 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 センターに関する庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 沖縄県立芸術大学総合教育等委員会規程（平成9年制定）は、平成24年3月31日に廃止する。
- 3 平成26年4月1日時点において任命されている第5条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日評議会）

この規程は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。